

不安を払拭した 違反処理

郡山地方広域消防組合予防課査察調査係



管内情勢

福島県は、東北の玄関口とも言われ東北地方の一番南、東京からはおおむね200km圏内に位置している。

当消防組合は、福島県のほぼ中央に位置し、郡山市・田村市・三春町・小野町の2市2町で構成され、管内人口400,152人、管轄面積は1,413.47km²である。

郡山市は、平成20年に音楽都市宣言を行い、「東北のウィーン 楽都 郡山」として音楽があふれるまち、田村市は、山や川、滝、鍾乳洞などの観光資源が豊富なまち、三春町は、梅・桜・桃が一斉に咲き競うことから名付けられたと言われ、樹齢推定1,000年を超える日本三大桜の一つに数えられる「滝桜」をはじめとする数々の名木が咲き誇るまち、小野町には平成5年に、日本初の人形の一貫生産オープンファクトリーとして「リカちゃんキャッスル」が開設され、多くの家族連れで賑わうまちである。

消防本部の組織と予防業務体制

当消防組合は、1本部・2署・2基幹分署・11分署・1救急所・1分遣所・1分駐所、職員数は414名で組織されている。

予防業務体制は、消防本部に予防課を置き、専従職員を配置し、消防署及び基幹分署等には、災害対応も行う兼務職員を配置している。

予防係では、管内中規模以上の消防同意事務などを、危険物係では、管内全ての危険物施設等の許認可事務を、査察調査係では、管内の火災統計事務、大規模な建物の査察及び違反処理を行っている。

消防署等については、小規模建物の消防同意事務と小規模・中規模建物の査察及び違反処理を行っている。

突き付けられた現実

平成27年1月14日付け消防予第12号「重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査について(依頼)」に基づき消防庁予防課長から調査依頼を受け、当消防組合管内の重大違反対象物が



写真1 違反対象物外観

数値化されたことにより、管内の実態が白日の下に晒されることになった。

さらに、同年10月13日付け消防予第396号「重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査の結果について」が通知され、全国でも福島県の違反率は高く、その要因として当消防組合の件数が大きく関係していることが判明した。

きっかけは違反対象物の公表制度

平成27年4月1日から、全国の政令指定都市消防本部において「違反対象物の公表制度」が実施された。

順次、整備が進み中核市消防本部においても積極的に実施するよう国から求められ、当消防組合においても「違反対象物の公表制度」の実施が喫緊の課題となった。

これらの状況から、違反対象物に対する違反処理の実施へと動かざるを得ないところまで追い込まれたのは言うまでもない。

当消防組合は、これまで防火対象物の違反処理の経験がほとんどなく、中核市消防本部にもかかわらず明らかな劣等生であった。

当時、当消防組合の重大な消防法令違反対象物は294件あったが、「やったことがない」という違反処理への不安から一歩踏み出せず、足踏み状態であった。

違反是正

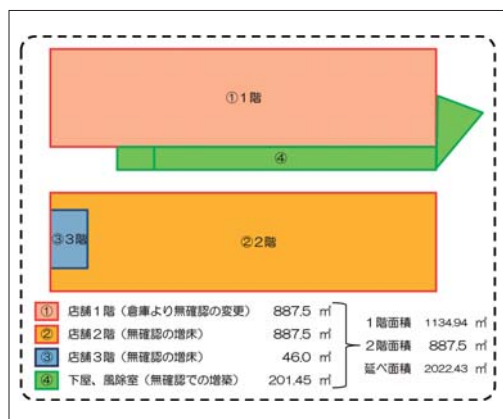


図1 防火対象物の概要

事例紹介

今回紹介する事例は、「まずは自分たちが違反処理を経験しよう」、「違反処理ができる姿を他の職員に見せよう」と、長年にわたり改善の見られなかった重大違反対象物の違反調査に、当消防組合として初めて取り組んだものである。

若き担当者が当初、違反処理標準マニュアルをもとに進めていたが、未経験がゆえ、手さぐり状態の中で想定外の状況へ幾度となく陥り、その度に消防庁が企画した違反是正実務研修でお世話になった消防局から助言を受け、顧問弁護士へ相談を重ね、命令へと至った事例である。

実務研修で築いた人脈によって、担当者の不安が払拭され、背中を押していただいたことで大きな一歩へとつながった。この場を借りて実務研修を企画された消防庁と研修を受け入れてくださった消防局に感謝申し上げたい。

事例の概要

この事例の違反対象物の建築年は不明であるが、昭和55年の時点では鉄骨平屋建て延べ面積861.2㎡の倉庫として使用していたが、その後、建築確認をせずに店舗へと用途変更を行い、さらに風除室・下屋の増築と内部を3階建てに増床された建物である（写真1、図1参照）。

違反事項にあっては、防火管理関係、消防用設備等関係、火災予防条例関係と多岐にわたるものであった。

防火対象物の概要（図面参照）

- ア 用途：（4）項 物販店
- イ 構造・規模：その他・地上3階建て
- ウ 延べ面積：2,022.43㎡（消防実測）
- エ 消防用設備等
既設消防用設備等：消火器、自動火災報知設備、誘導灯
未設置となる消防用設備等：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、非常警報設備（放送設備）、避難器具、排煙設備
※各階無窓階
- オ 名宛人

（1）所有者A（所在地：東京都）

（2）占有者B（所在地：福島県S市）

※共に法人の代表取締役を名宛人としている。

主な違反事項

- ア 防火管理者選任義務違反
- イ 防火管理業務適正執行義務違反（消防計画未変更及び消防訓練未実施）
- ウ 消防用設備等維持管理義務違反
- エ 2階屋内消火栓設置義務違反
- オ 1階スプリンクラー設備設置義務違反（1階が無窓階、増築箇所を含め床面積が1,000㎡を超えるため）
- カ 非常警報設備（放送設備）設置義務違反
- キ 避難器具設置義務違反
- ク 1階排煙設備設置義務違反（1階が無窓階、増築箇所を含め床面積が1,000㎡を超えるため）

関係者の対応

所有者Aにあっては直接面会・対話はなく、代理人が窓口として対応している状況であった。こちらから所有者A本人との対話を依頼するも、「仕事で海外に行っている」、「体調が悪く対応ができない」、「自分に権限がある」等頑なに所有者Aとの対話を拒否していた。また、所有者Aは東京都にいたため、こちらからは電話での対応のみであった。

この状況に進展が見られないため、違反の認

識・是正の意思等について所有者の意思を代理人へ確認し、電話受信簿を作成し、記録に残す手段を取ることにした。なお、電話をする度に、電話受信簿を作成し決裁を受け、違反処理の参考資料とすることとした。

占有者Bにあっては、隣接市におり、直接面会・対話は可能であった。電話をすれば、消防本部まで来こともあり、対応は迅速であった。

しかし、口頭では是正の意思を示すものの、実際は是正されず、違反が放置されている状況であった。

警告までの経過

S55年から8回の立入検査実施 毎回、「立入検査結果通知書」の指導のみであった。 直近の立入検査から10年以上の期間を経て、立入検査を実施	
H28.2.16	立入検査実施
H28.3.30	占有者Bから改善計画書提出 消防用設備等設置義務違反の欄には「閉店するしかない」と記されている。
H28.6.8	登記簿等取得
H28.6.10	違反調査(建築部局合同)
H28.6.20	所有者Aへの質問調書については、代理人から拒否されたため電話受信簿を作成する。
H28.6.29	占有者Bへの質問調書
H28.8.30	警告書交付 所有者A(所在地:東京都):郵便物等配達証明書 占有者B:直接交付 履行期限 防火管理関係 H28.10.28 消防用設備等関係 H29.3.1

なお、所有者Aにあっては、通知書ではなく最初から警告書での指導となってしまった。理由としては、過去の立入検査の経過を鵜呑みにし、占有者Bが所有者であると思い込み、登記簿等での裏付けをしなかったためである。今でこそ、名宛人の裏付けとして登記簿謄本の取得を行っているが、恥ずかしながら、この段階では、

「登記簿謄本を取得する」という考えがなく、そのようなことができるということも知らなかったというのが正直なところである。占有者との対話により、所有者が別にいることが判明した状況であった。なお、これまで立入検査結果通知書は占有者Bにのみ送っていたが、登記簿謄本等の取得と占有者Bへの聞き取りから所有者が別にいることが判明したため、所有者Aへは通知書を送ることなく警告書を送ることとなった。そのため、所有者Aへは会社へ電話連絡したが、前述の代理人が対応した。現地へ来ることが可能であったため、平成28年6月中旬に現地で建物の違反状況を説明し、警告書の交付について了承を得たものである。

警告書の交付に関しては、実務研修先の違反是正アドバイザーから助言を受けたことに負うところが大きく、大変感謝している。

警告から命令への判断

平成28年8月30日、警告書交付

所有者Aにあっては、郵便物等配達証明にて送付、占有者Bにあっては、直接消防本部まで来庁させ、手交したものである。

警告書交付後は、いずれも電話で進捗状況を確認していたが、是正されない状況が続き履行期限経過後もなお警告事項はほぼ是正されないという結果となってしまった。

所有者Aにあっては、代理人が電話で対応し、建物は占有権が強いということを全面に出し、自分たちではどうすることもできないという回答が多かった。また、自分たちは行政には協力し、社会貢献もしているということもアピールしてくる状況であった。占有者Bにあっては、口頭では是正の意思を示すものの、実際には是正されず、悪質性が高いことは疑う余地はなかった。

所有者及び占有者、共に違反の認識はあるものの、是正に関しては一向に動きがない状況から、命令を発動する方針を予防課にて決定した。

なお、防火対象物に対する命令(消防法第5条の3除去命令を除く。)は当消防組合では初めてとなる。

違反是正

平成29年4月21日、命令発動のため占有者Bの立会いの下、実況見分を実施した。なお、同日付けで4月28日を期日に弁明の機会の付与通知書を交付している（なお、弁明書は双方から提出されなかった）。

また、所有者Aに関しては、代理人が占有者Bとの契約書更新のため、こちらへ来るという情報を電話で得たため、消防本部まで来るよう依頼した。平成28年7月末、代理人が来庁し、こちらからは違反の状況説明、命令についての説明等を行った。この際、命令書を郵便物等配達証明にて送付することについて了承を得た。

なお、質問調書にあっては、拒否され、命令に至るまでに所有者Aからも代理人からも聴取できなかった。この際の打ち合わせ結果は記録に残している。

命令までの経過

H29.4.21	違反調査（建築部局合同）
H29.4.21	弁明の機会の付与通知書の交付 提出期限：H29.4.28
H29.5.16	所有者及び占有者、共に弁明書の期限を徒過したため、所有者へ電話連絡したところ、代理人の対応となり「弁明書を書くことは違反を認めたことになる」との理由で弁明書は提出されなかった。占有者については、「仕事が忙しい、後日持って行く」との回答があった。
H29.10.13	命令書交付及び命令の公示（写真2参照） 所有者A（所在地：東京都）：郵便物等配達証明書 占有者B：直接交付 履行期限： 防火管理関係 H29.10.27 消防用設備等関係 H30.4.12

平成29年10月13日、命令書交付

所有者Aにあっては、郵便物等配達証明にて送付、占有者Bにあっては、直接消防本部まで来庁させ、手交したものである。

標識（写真2）にあっては、所有者Aへの配達確認された後、当該対象物へ出向し、出入口

2カ所へ張り出したものである。

※弁明書の提出期限についての疑問

占有者から「仕事が忙しい、後日持って行く」との回答を受け、期限を徒過した場合の取り扱いについて

※弁護士相談事業回答結果（抜粋）

理論的には「弁明がない」ものとして取り扱うことになると考えます。

しかし、弁明としてではなく処分を検討する上での資料として受領することが考えられます。例えば、書類に「速やかに違反を是正します。」等と記載されている場合には、処分に先行して是正を促す場合も考えられます。なお、提出期限の設定が短すぎる場合には、弁明の機会を付与したとは言えず弁明書を受領しないことについて手続き上の問題が発生します。

マニュアルなどでは「弁明書の提出期限までの相当な期間は通常1週間から10日程度」と記載されていますので、例示されている期間よりも短く提出期限を設定している場合には、仮に期限を徒過していても弁明書を受領する必要があると考えます。さらに、相手方に正当な理由がある場合には、弁明書を受領する必要があると考えます。

その後について

占有者Bの経営する物販店は本県に4店舗展開しており、うち2店舗が当消防組合管内で営業している。いずれも倉庫として賃貸契約を結んでいるが、消防や建築部局への申請・届出はされずに物販店への用途変更、増床工事がされ、消防法令違反となっていた。そのため、紹介事例ではないもう一方の店舗の所有者（別所有者）及び占有者Bに対しても同日付けで命令書を交付した。

また、建築部局においても同日付けで建築基準法令違反で勧告書の交付を行った。

その後、一方の物販店は、所有者側から強く



写真2 標識

退去を求められたため、平成29年12月に閉店し、平成30年1月中旬に現地確認し、違反對象物から除外された。

いずれにせよ、本事案は執筆時の段階では違反が継続した状態にあり、所有者A側の言い分としては「占有者に退去するよう伝えたが言うことを聞かない」、占有者B側の言い分としては「所有者Aは使用を認めている」との食い違いがあり、お互いの主張は平行線を辿っている。

現在、告発を視野に事務手続きについて地元警察署と協議を進め、建築部局と足並を揃え違反処理を進める方針である。

座学研修から実践経験へ

当消防組合の違反処理に関する研修は、職員を対象にしたパワーポイントでの座学研修であった。しかし、長年続けていたが、残念ながら効果は得られなかったのが現実である。

平成29年度からは研修ではなく、“現場で経験してもらう”というスタンスを取り、実際に違反對象物へ出向し、違反調査(実況見分、面積測定、質問調書作成)を実践してもらう形を取った。

もちろん、その現場には本部職員が同行し、違反調査に関して補助するようにした。その結果、実際に違反調査をすることによって現場で知識・技術が培われた。まだまだ道半ばではあるが、違反調査を経験した職員が中心となって違反処理に取り組むことが可能となり、現在は

本部職員の応援を得ることなく消防署等の兼務職員で違反処理を進めているところである。

まさに現場に勝るものはないと感じた1年であった。

まとめ

本件は、過去8回の査察で警告してきた違反は何一つ改善されず、消防に与えられた権限を行使せずに見過ごしてきた事案であり、有事の際に言い逃れできない状況であった。

負の遺産を後輩に残すことはしたくない。そのためにも今が改変の時期であり、予防業務希望者が少ない中、スピーディな違反処理をいかに継続していくかが今後大きな課題となってくる。

また、平成28年度中の警告件数は2件、是正件数10件(通知書での是正も含む。)であったが、平成29年度中は命令2件、警告34件、是正58件(通知書での是正も含む。)であった。

この件数は決して大きな数字とは言えないが、関係者とのやり取りは、『今頃になって何言っているんだ』と怒鳴られ、『自殺するぞ』と脅され、反社会的勢力の相手や市民に愛され続けた老舗の取り壊し(建築基準法違反を含む。)など、違反処理に係るストレスは計り知れず、葛藤のなか重圧と闘った担当者の一歩踏み出した勇気を称えてあげたい。

平成13年9月の新宿区歌舞伎町ビル火災で違反是正の必要性が強く求められ今日に至るが、当消防組合は今日の違反是正を土台として歩みを加速しなければならない。

今後はこれらの課題を踏まえて、組織全体で担当者が安心して違反処理に取り組める環境の整備に目を向けていきたい。

違反処理状況

年度	件数				
	件数	警告	命令	是正	是正率
29	167	34	2	58	35%
28	160	2		10	6%

(未把握物件の覚知により件数増)